

# 墓石工事必要資格一覧

○:絶対必要 △:法上は必要ないが、受講を推進 ×:必要なし

墓石工事作業内容		業務	法律上の 必要性	規格等	講習内容	法的等根拠	講習等日数	備考
	1	車両積載型クレーン カニクレーンの運転	移動式クレーンの運転	吊上荷重	5t以上	免許取得者	ク則68	学科及び実技による免許試験  3日  2日
					1t以上5t未満	技能講習修了者	ク則68	
					1t未満	特別教育修了者	安衛則36⑯、ク則67	
	2	石材クランプ スリングの作業	玉掛けの業務	吊上荷重	1t以上	技能講習修了者	ク則221	荷の荷重でなくクレーン つり上げ荷重
					1t未満	特別教育修了者	安衛則36⑱、ク則222	
	3	バックホーの作業	車両系建設機械の運転	機体重量	3t以上	技能講習修了者	安衛則41	6日
					3t未満	特別教育修了者	安衛則36⑨	
	4	フォークリフトの作業	フォークリフトの運転	最大荷重	1t以上	技能講習修了者	安衛則41	2日 4日 6日 大型特殊免許取得者 普通、中型、大型免許取得者 免許未取得者
					1t未満	特別教育修了者	安衛則36⑤	
	5	現場で作業方法の決定及び 労働者の配置	職長		職長・安全衛生責任者 教育修了者	安衛法第60条	2日	
	6	コンクリートブレーカー・インパクトレンチ タンピングランマー・パイプブレーター ハンドグラインダー等の作業	振動工具の取扱い業務		特別教育に準じた教育	昭58.5.20基発第258号	1日	特別教育に準じた教育を推進 することとされている(大臣通達)
	7	チェーンソーの作業	チェーンソーによる伐木業務		特別教育修了者	安衛則36⑳2	1日	胸高70cm以上の伐木の場合 は別特別教育が必要
	8	丸ノコの作業	丸ノコ等取扱い作業		特別教育に準じた教育	平22.7.14基安0714第1号	1日	特別教育に準じた教育を推進 することとされている(部長通達)
	9	研削砥石の取替え作業	自由研削砥石(グラインダ) の取替え、試運転		特別教育修了者	安衛則36①	1日	
	10	運転席の無いクローラー式 石材運搬車の運転	ハンドガイド式は 不整地運搬車ではない					不整地運搬車とは、不整地走行用に荷を運搬 する構造のクローラー式又はホイール式の自動車